

## 令和 7 年度 高島・安曇川地域包括支援センター 事業計画

センター長/管理者 白井直樹

**事業方針**

高島市を中心とする地域に生活居住地を有する人々に対して、健康医療や福祉、介護等の包括的相談支援に関する研究や実践事業を行い、各種の健康医療・福祉・介護等のサービスを活用することにより、安心して地域生活を営むことができるよう努めます。

**事業目標**

- ① 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるよう、地域のネットワークを構築するとともに、高齢者の心身状況や生活実態、必要な支援等を把握し、福祉・介護や健康医療にかかる必要なサービスの利用につなげる等の支援を行います。
- ② 総合相談窓口としての役割を果たすため、どのような内容でも一旦窓口で受け止め、関係機関や専門職のネットワークを通じ、支援を必要としている人たちのニーズに応えられるよう対応します。また、気軽に相談できるセンターとなるよう周知や関係づくりに努めます。
- ③ 複合多問題（8050、就労、子育て世代、ヤングケアラー、障がい、多頭飼育など）の多種多様な困りごとを解決するために、各関係機関と連携し適切な機関・制度・サービスにつなぎ支援を行います。また、あらゆる研修の機会やネットワークを活用し、業務に従事する専門職員の資質向上を図ります。
- ④ 地域住民や各コーディネーター等とも連携・情報交換を行い、フォーマルなサービスだけでなく、インフォーマルなサービス（地域活動やサロン等）の資源も活用し、介護予防やフレイル予防に向けた支援を行います。また、隣接するまちの保健室で実施している運動機能向上教室・生活機能向上教室等とも連携します。
- ⑤ 高齢者の虐待防止については、関係法令や高島市高齢者虐待防止マニュアル等に基づき、早期発見・早期対応に努め、現状と課題の明確化および共有化を図り、課題解決に努めます。また、虐待者が養護者の定義に該当しない場合も、引き起こされるリスクや今後起こりうる高齢者の身体機能等の低下を鑑み、情報を共有しながら対応します。
- ⑥ 個人情報保護の観点から守秘義務および情報管理を徹底し、相談者や関係者等が安心して相談できる事業所を目指します。

**実施する事業**

## 1、包括的支援事業

## ア 総合相談支援事業

介護・福祉、健康医療にかかる関係機関、民生委員やボランティア、警察等とのネットワークの構築を図り、幅広い関係者による連携のもとに支援を実施します。また、窓口での対応のみでなく、訪問や家庭・近隣住民からの実態把握に努め、地域から孤立している要支援・要介護者等の未利用者や重層的な課題を抱えている高齢者を速やかに把握し、必要な支援を実施します。

## イ 権利擁護業務

高齢者虐待については、関係法令や高島市高齢者虐待防止マニュアル等に基づき、虐待の早期発見、早期対応および防止に努めます。発見および通報があった際には、高島市高齢者支援課へ速やかに報告を行い、緊急判断会議等への出席を行うほか、具体的な連携・協働による支援活動を実施し早期の対応を行います。また、高齢者および養護者などに対して相談・助言や啓発などの活動を実施します。

判断能力の低下がみられる高齢者には、地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の活用支援や消費者被害の防止においても関係機関や警察等とも連携し支援します。

## ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の関係機関等との多職種協働により、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行います。また、介護支援専門員が抱える支援困難事例等の相談に対して、同行訪問・情報提供等を行うなどの後方支援を行います。

## エ 地域ケア会議に関すること

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、地域の関係者や介護支援専門員等から相談があった事例について、個別課題や社会資源の現状把握、地域課題の解決に向けたネットワークの構築、社会資源の開発および地域づくりに努めます。

## 2、介護予防・日常生活支援総合事業

### ア 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者および介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、心身の状況等置かれている環境に応じて、適切かつ包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な支援を行います。

### イ 一般介護予防事業

要支援・要介護状態になる恐れがある高齢者の情報を早期に把握し、介護予防の取り組みが必要な高齢者に対して基本チェックリスト等を活用し事業につなげます。また、要支援認定を受けているものの、介護保険サービスを利用していない高齢者（未利用者）を対象に、訪問や電話などにより状況を確認し、適正な介護認定申請やサービス利用につなげます。

## 3、住宅改修理由書作成および福祉用具購入支援

担当の介護支援専門員がいない要支援・要介護認定者に対し、住宅改修および福祉用具購入支援を行います。

## 4、各種会議への出席

関係機関等との連携体制の構築と地域包括支援センターの資質向上を図るため、各種会議へ積極的に出席します。